

第5編 事故災害対策計画

第1章 事故災害対策計画の総則

本町域において町民の生命又は身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その情報収集、対策等のために開催される緊急事態連絡会議において、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかになった場合、又は国から武力攻撃事態若しくは緊急処理事態の認定前で原因が特定できない場合、本町は、以下に示す大規模事故対策計画に従い、災害対策活動を実施する。

第1章 事故災害対策計画の総則

第1節 大規模事故災害の選定

第2節 対象とする事故災害

第1節 大規模事故災害の選定

本町が策定する大規模事故災害対策計画の対象とする事故災害は、県地域防災計画及び本町の地域環境等を踏まえて選定した。

埼玉県地域防災計画に示されている事故災害について、本町域における発生の有無、及び発生した場合の既存の地域防災計画による対応の可否について検討し、本町として対象とする事故災害を選定した。

検討結果は、以降に示すとおりである。

■本町に係る大規模事故災害の選定

大区分	小区分	本町における発生の可能性	対応の可否
火災	大規模火災	震災対策計画における想定火災と同様と考えられる	○ 事故災害の対象とする
	林野火災	本町には広範囲にわたって樹木が密集している地域はない	×
危険物等災害	危険物等災害	町内に該当する事業所がある	○ 事故災害の対象とする
	高圧ガス災害	町内に該当する事業所がある	○ 事故災害の対象とする
	火薬類災害	町内に該当する事業所はない	×
	毒物・劇物災害	町内に該当する事業所はない	×
	サリン等による人身被害	テロ行為による危険性は少ないがゼロとはいえない	△ 国民保護法の対象として取り扱う
放射性物質事故災害	核燃料物質等輸送事故	町内には核燃料物質が運搬される高速道路はない	×
	核燃料物質使用許可事業所の事故	町内に該当する事業所はない	×
	放射性物質取扱施設の事故	町内に該当する事業所がある	○ 事故災害として取り扱う
	広域放射能汚染災害 (原子力発電所の事故)	本町から約100kmに位置する東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等によっては本町においても広域放射能汚染が考えられる	○ 事故災害の対象とする
	人工衛星の落下	発生する可能性はほとんど考えられない	×
農業災害	凍霜害	凍霜害が問題になるような桑園や茶園はない	×
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農業災害	米や野菜をはじめ梨、ぶどう、栗などの果樹栽培が行われている	△ 事故災害の対象とする
道路災害	地震や水害による道路災害	町内には高速自動車道路や交通量の多い主要幹線道路は通っていない	△ 震災・風水害対策で対応可能
	危険物積載車両の事故等による道路災害		△ 震災・風水害対策で対応可能
鉄道事故	鉄道事故	本町内を東北新幹線、上越新幹線及び埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)が通る	○ 事故災害の対象とする
航空機事故	航空機事故	本町及びその周辺に飛行場はなく、本町上空は定期飛行機の飛行コースにはなっていない	×
文化財災害	文化財火災	本町には指定文化財がある	○ 震災・風水害対策で対応可能
火山災害	火山噴火 降灰	大規模な地震が発生した場合には、火山活動が活発化する可能性がある	○ 事故災害の対象とする

注1)「本町における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

- ：発生する可能性がある
- △：発生する可能性は低いがある
- ×

注2)「対応の可否」欄の「-」は、「対応を特に考えない」を示す。

第2節 対象とする事故災害

一般的に起こりうる大規模事故災害のうち、本町として発生が懸念される大規模事故災害を以下に示す。

本町は、これらの事故災害を対象として事故災害対策計画を策定する。

対象とする事故災害

第1 危険物等災害

第2 鉄道事故

第3 放射性物質事故及び
広域放射能汚染災害対策

第4 大規模火災

第5 農業災害

第6 火山噴火火山灰対策

第1 危険物等災害

本町北部には敷地面積約3.7haの伊奈工業団地があり、また、丸山地区の東北・上越新幹線に挟まれた区域には多くの工場が立地している。

本町には火薬類及び毒物・劇物を除く危険物等の施設があり、事故災害についてはこれら各施設を対象にした災害対策計画を策定するものとする。

第2 鉄道事故

本町の鉄道交通は、上越新幹線に併走してJR大宮駅から埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）が運行している。町内には大宮方面へ順に、内宿駅、羽貫駅、伊奈中央駅、志久駅及び丸山駅の5駅が設置されている。また、本町に駅は設置されていないが、本町を横切って東北新幹線及び上越新幹線が通っている。

鉄道事故は、これら鉄道交通に係る事故災害を対象とする。

第3 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策

町内には埼玉県立がんセンターなどの放射性同位元素使用施設があり、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等による放射線障害の発生が考えられる。

そのため、対象とする放射性物質取扱施設事故災害は、これら施設からの放射性同位元素の漏洩などによる放射性物質取扱施設の事故災害とする。

また、本町及び県内に原子力発電所は立地していないが、茨城県東海村にある東海第二原子力発電所が本町から約100km程度の距離に立地している。原子力発電所の事故に伴い本町の住民が避難活動を求められる事態はほとんど無いと考えられるが、東日本大震災における福島第一原発事故でみられるように、原子力発電所事故による核燃料物質・放射性同位元素等の飛散による影響は、100km以上離れた地点においても気象条件等によりホットスポットが発生した事例から考えて、本町においても無視できないと考えられる。

そのため、原子力発電所の事故に伴い発生が懸念される広域放射能汚染の影響の甚大性を考慮して、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画に、その対策を定めるものとする。

第4 大規模火災

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

第5 農業災害

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農業関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

第6 火山噴火火山灰対策

町内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、最大で2～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm 未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものとする。

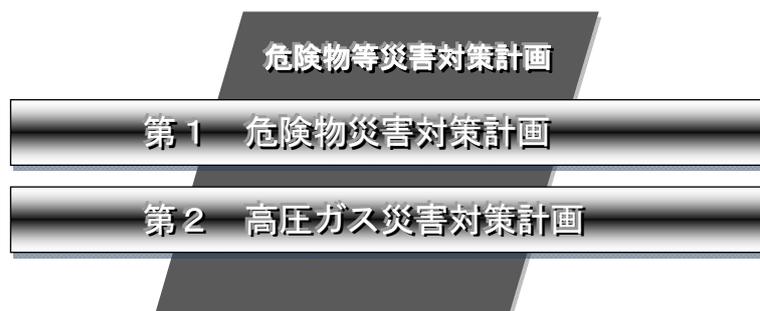
第2章 事故災害への対応

本町において発生が懸念される事故災害に対する防災対策について、以下に示す。



第1節 危険物等災害対策計画

危険物、高圧ガスにより大規模な事故等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本町の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力で災害応急対策を推進し、法令及び本町地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するために定めるものとする。



第1 危険物災害対策計画

本町は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。本町内の危険物施設に対する予防対策及び応急対策について、以下に定める。

1.1 施設の現況

1.2 予防対策

1.3 応急対策

1.1 施設の現況

本町における危険物施設（消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設）の設置状況は、製造所5か所、貯蔵所48か所、取扱所31か所（令和4年3月31日現在）となっている。

1.2 予防対策【上尾市消防本部、施設管理者】

(1) 危険物製造所等の整備改善

- ・危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- ・立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 危険物取扱者制度の効果的な運用

- ・危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- ・危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ・法定講習会等の保安教育を徹底する。

(3) 施設、取扱いの安全管理

- ・施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
- ・危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

1.3 応急対策【上尾市消防本部、施設管理者、県（危機管理防災部）、警察】

(1) 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

(2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- ・ 危険物の流出及び拡散の防止
- ・ 流出した危険物の除去、中和等
- ・ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ・ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害対策計画

本町内の高圧ガス施設に対する予防対策及び応急対策について、以下に定める。

2.1 施設の現況

2.2 予防対策

2.3 応急対策

2.1 施設の現況

本町における高圧ガス取扱い・貯蔵施設等の設置状況は、製造所や貯蔵所などの施設合計 365 か所（令和4年3月31日現在）となっている。

2.2 予防対策【上尾市消防本部、施設管理者、県（危機管理防災部）、】

(1) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

- (2) 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。
- (3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。
- (4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

2.3 応急対策【上尾市消防本部、施設管理者、県（危機管理防災部）、警察】

(1) 活動方針

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移す又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

(2) 応急措置

① 「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決済）」に基づき応急措置を実施するものとする。

② 施設等管理者の措置

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
- エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

③ 知事又は上尾市長の措置命令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、上尾市長が基準適合命令を発する。

第2節 鉄道事故対策計画

本計画は、町内において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、大規模事故発生時における応急救助対策及び復旧等の諸対策について定める。

鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

大規模鉄道事故発生時の応急措置は、「第2編 第3章 震災応急対策計画」の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

鉄道事故対策計画

第1 鉄道事故対策計画

第2 埼玉新都市交通(株)の防災計画

第3 東日本旅客鉄道(株)の防災計画

第1 鉄道事故対策計画

1.1 施設の現況

1.2 鉄道事故対策計画

1.1 施設の現況

鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

本町の場合、町内の鉄道事業者としては、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）を運行する埼玉新都市交通株式会社がある。

1.2 鉄道事故対策計画【伊奈町、鉄道事業者、県（危機管理防災部）】

(1) 町の活動体制

本町は、当該町の地域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、本町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

(2) 鉄道事業者等の活動体制

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講ずるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

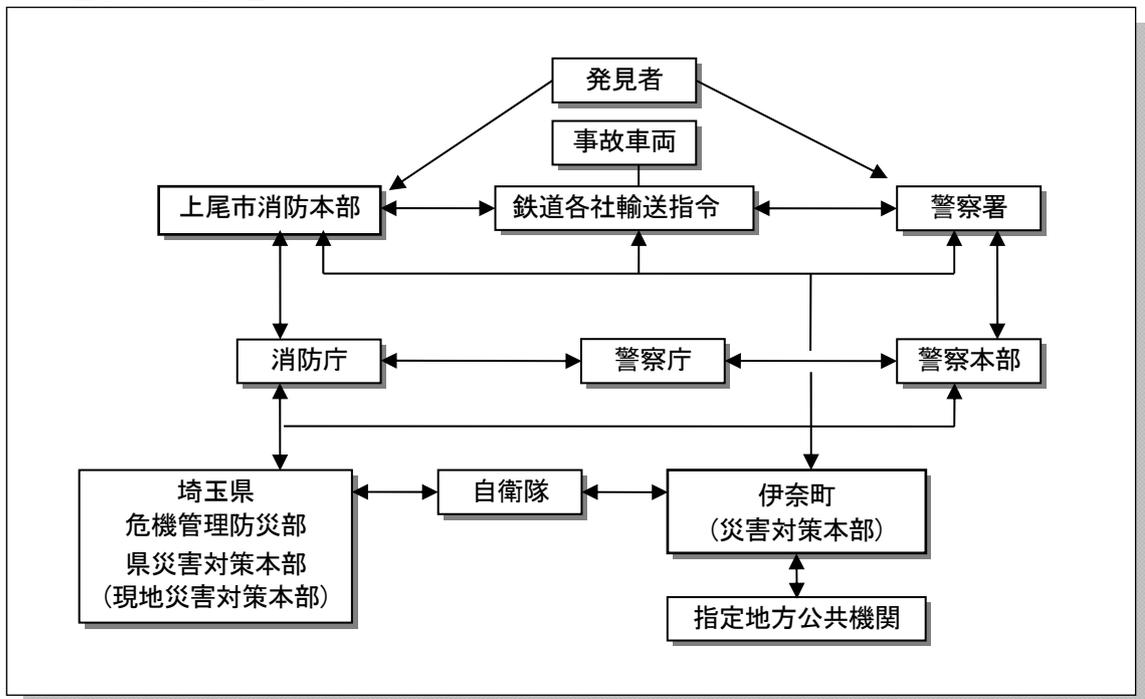
(3) 県の活動体制

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村又は指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(4) 連絡通報体制

鉄道事故発生時の通信連絡手段は、次の体制によるものとする。

■鉄道事故の通報連絡体制



(5) 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、地域防災計画「第2編 第3章震災応急対策計画」の各節に定める応急対策活動に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

① 情報収集

■情報収集

区分	内容
町の措置	本町は、当該町の区域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する本町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等は、地域防災計画「第2編 第3章 第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。
県の措置	<p>県は、県内に鉄道事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。</p> <p>■ヘリコプターによる被害状況の把握</p> <p>県防災航空隊のヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。</p> <p>■現地調査班の派遣</p> <p>現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び現地災害対策本部支部（地域機関）の職員、及び鉄道事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。</p> <p>また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。</p>

② 乗客等の避難

町及び事業者は、鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

■乗客等の避難

区分	内容
事業者等の対応	事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。
消防機関の対応	消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講ずる。

③ 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、地域防災計画「第2編 第3章 第4節 第2 避難対策」に準じ、避難指示を行う。

④ 救出、救助

地域防災計画「第2編 第3章 第4節 第1 人命救助活動」に準ずる。

■町の措置

- ・ 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。
- ・ 協力者の動員を行う。

⑤ 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を本町が行うものとする。

⑥ 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

自衛隊への応援要請は、地域防災計画「第2編 第3章 第1節 第4 自衛隊の災害派遣」に、また他機関への応援要請は「第2編 第3章 第1節 第3 応援要請、相互協力」に準ずるものとする。

⑦ 医療救護

本町は、町内に鉄道事故が発生した場合、地域防災計画「第2編 第3章 第4節 第4 医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県をはじめその他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

⑧ 一時滞在施設の確保

本町は、駅周辺に滞留者が発生した場合、一時滞在施設を確保するとともに、鉄道事業者は、一時滞在施設での飲料水・食料の提供を実施する。

なお、詳細については「第2編 第3章 第9節 帰宅困難者対策」に準ずるものとする。

第2 埼玉新都市交通(株)の防災計画

埼玉新都市交通株式会社が定める防災計画を以下に示す。

2.1 災害予防計画

2.2 応急復旧対策計画

2.1 災害予防計画

(1) 鉄道施設

① 施設の現況

駅、基地施設をのぞき、全線東北・上越新幹線高架張り出し部の両側又は片側に架設されている。

<走行路>	複線区間	大宮～丸山間 (8.2km)
	単線区間	丸山～内宿間 (4.5km)

② 防災施設等

- 丸山基地内に地震計及び風速計が設置され、指令室に震度4及び震度5、風速20m/秒及び25m/秒が表示される。
- 列車無線及び保守用無線
- 保守用車（走行路用）
- 走行路について
走行路の橋脚、橋台の沈下については、新幹線と同等の配慮が行われ、かつ落橋防止については桁座の縁端が耐震設計になっているほか、桁ストッパー、桁の連結工等が実施してある。

(2) 事前措置

① 普及広報

春秋の火災予防運動及び防災週間期間中、ポスター等を駅等に掲出し火災予防について啓発する。

② 防災訓練

■訓練計画

項目	内容
実施時期等	上尾市消防本部の協力を得て9月1日（防災の日）又はその前後に、消火栓や水消火器による消火訓練等を実施する。
訓練内容	非常招集、災害対策本部設置、減速運転、広報、現地対策本部設置、消防通報、お客さま誘導案内・声かけ、避難誘導、消火、その他消防署指導による訓練等

③ その他

必要に応じて次の事前措置を実施する。

- 応急材料、予備品の確認
- 社内外との情報連絡の強化
- 施設別に重点的な巡視・点検を実施

2.2 応急復旧対策計画

(1) 災害応急措置

① 活動体制

旅客輸送に影響を及ぼす被害が発生又は発生するおそれのあるときは災害対策本部を設置し旅客の安全の確保に努める。

② 情報連絡体制

災害時の情報連絡の円滑を図るため、社内電話、指令電話、列車無線、保守構内無線等の通信設備を活用して情報の収集、伝達に努める。

③ 災害応急措置

- 運転事故等復旧対策要綱及び災害対策要綱に基づき復旧対策を行う。
- 関係機関及び乗客に対し、運転状況及び措置について広報に努める。

第3 東日本旅客鉄道(株)の防災計画

東日本旅客鉄道株式会社が定める防災計画を以下に示す。

3.1 施設の現況
3.2 防災知識普及計画
3.3 災害応急対策計画
3.4 交通施設応急対策計画

3.1 施設の現況

本町内を通る東日本旅客鉄道株式会社の各施設は、以下に示すとおりである。

■対象路線の概要

路線名	延長	記事
東北新幹線	2.8km	昭和57.6.23 開通（上野～大宮間 昭和60.3.14）
上越新幹線	8.3km	昭和57.11.15 開通

注) 延長は、町内を通る各路線の線路延長を示す。

3.2 防災知識普及計画

(1) 計画の方針

本町及び関係防災機関は、相互に緊密な連絡を保ち、単独、又は共同して町民のための防災知識を普及広報するとともに、常に防災知識の向上に努めるよう計画するものとする。

(2) 普及広報について

大宮支社では、春秋の火災予防運動及び防災週間期間中、立て看板、ポスター等を駅に掲出して火災予防について啓蒙する。

(3) 防災訓練

■建物及び車両消火訓練

項目	内容
実施時期等	消防署の協力を得て2月～3月及び11月～12月の2回にわたり建物及び車両消火訓練を実施する。
訓練内容	通報連絡、初期消火、旅客の避難誘導、負傷者の救護、車両の分割、退避誘導、列車防護等

■非常招集訓練

項目	内容
実施時期等	9月1日（防災の日）に管内の機関（大宮支社を含む）ごとに事故並びに地震発生を想定し非常招集訓練を実施する。
訓練内容	訓練内容は、事故及び地震の発生を想定に基づき各勤務箇所又は事故現場までの所要時間の調査確認、連絡方法の可否を検討するとともに情報連絡拠点・支社対策本部の設置運営訓練もあわせて実施する。

■施設防護訓練

項目	内容
実施時期等	大宮支社では防災週間（8月30日～9月5日）中に土砂崩壊、又は橋梁流出復旧訓練又は駅舎崩壊等の訓練を実施する。
訓練内容	通報連絡、列車防護、応急復旧措置等

3.3 災害応急対策計画

(1) 災害対策本部の組織及びその業務

風水害・地震その他の災害を予防し、当該災害の状況に応じて、地区センター及び現業機関に次の対策本部を設置するとともに、災害現場に現地対策本部を設置し、災害応急対策・災害復旧の推進を図る。

① 大宮支社災害及び震災対策本部の組織及び業務分担

別に定めるところによる。

② 地域災害及び震災対策本部

地区センターに設置し、その組織及び業務分担は、その実情に応じ地区センター所長があらかじめ定める。

③ 駅・区（所）災害及び震災対策本部

現業機関に設置する。

④ 現地対策本部

災害現場に設置する。

ただし、現地対策本部長は、災害種別・規模に応じ大宮支社長が指定する。

(2) 人員の輸送計画

災害が発生した場合、人員輸送に対する運賃減免については別に定める基準によって実施する。運賃減免要請については受取人（知事、市町村長又は日赤支部長）が大宮支社長に運賃減免の申請をし、東日本旅客鉄道(株)において必要と認めるときは、その取扱いをする。

3.4 交通施設応急対策計画

(1) 災害時における列車の運転方法

その都度決定するが、おおむね次により実施する。

- 迂回又は折返し運転
- 臨時列車の特発
- バス又は徒歩連絡

(2) 災害による列車の運転中止、又は徐行運転をする場合の基準

- 河川が著しく増水したとき
- 強風するとき
- 濃霧するとき
- 地震するとき

第3節 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策

本町には、埼玉県立がんセンターなどの放射性同位元素使用施設があり、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等による放射線障害の発生が考えられる。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、福島県内はもとより首都圏の住民にも大きな影響が及んだところである。

そのため、本計画では、町内における放射性同位元素等取扱事業所による事故対策に加え、本町から約100km程度離れた場所に位置する東海第二原子力発電所において、放射性物質が一般環境中に飛散する等の事故により広域放射能汚染災害が発生した場合を想定し、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

放射性物質事故及び 広域放射能汚染災害対策

第1 放射性物質取扱施設事故対策

第2 広域放射能汚染災害対策計画

第1 放射性物質取扱施設事故対策

- 1.1 事故発生後の情報の収集・連絡
- 1.2 活動体制
- 1.3 緊急被ばく医療体制の整備
- 1.4 防護資材の整備
- 1.5 避難所の指定及び避難収容活動への備え
- 1.6 飲料水の供給体制の整備
- 1.7 広報体制の整備
- 1.8 住民相談窓口の整備
- 1.9 防災教育・防災訓練の実施

1.1 事故発生後の情報の収集・連絡【危機管理課、上尾市消防本部】

(1) 事故情報の収集・連絡

① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、町、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

本町は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに県、警察、消防機関及び国の関係機関等へ連絡するものとする。

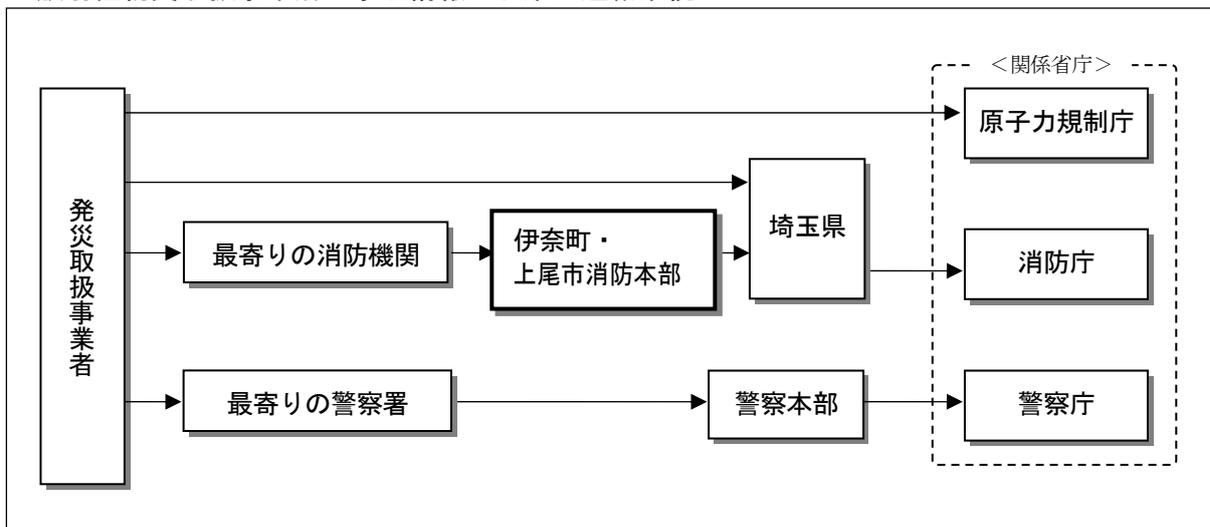
■事業者が通報する事故情報

- ・ 事故発生の時刻
- ・ 事故発生の場所及び施設
- ・ 事故の状況
- ・ 気象状況（風向・風速）
- ・ 放射性物質の放出に関する情報
- ・ 予想される災害の範囲及び程度等
- ・ その他必要と認める事項

② 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は、次に示すとおりである。

■放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統



③ 放射性物質による事故災害影響の早期把握のための活動

本町は、県、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

④ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。本町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を本町に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

町及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

また電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

1.2 活動体制【危機管理課、上尾市消防本部】

本町は、「第2編 第3章 第1節 応急活動体制」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

1.3 緊急被ばく医療体制の整備【危機管理課、県（危機管理防災部）】

(1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握している。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとしている。

本町及び県は、あらかじめ県、市町村（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

(2) 被ばく検査体制の整備

本町は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制の把握をしておく。

(3) 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県はヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努めるものとする。

なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

1.4 防護資材の整備【危機管理課、上尾市消防本部】

本町、県、警察、各自治体の消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資材の整備に努めるものとする。

1.5 避難所の指定及び避難収容活動への備え【危機管理課】

(1) 大規模な避難住民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入れについては、「第2編 第3章 第4節 第2 避難対策」を準用する。

(2) 避難所の指定

本町は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図る。

(3) 避難誘導

本町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(1) 及び (2) は、「第2編 第3章 第4節 第2 避難対策」により実施する。

1.6 飲料水の供給体制の整備【上下水道課】

本町は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第2編 第3章 第4節 第6 応急給水」を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施するものとする。

1.7 広報体制の整備【秘書広報課】

本町は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

1.8 住民相談窓口の整備【住民相談室】

本町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

1.9 防災教育・防火訓練の実施【危機管理課、上尾市消防本部】

(1) 防災関係者の教育

本町及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び町がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 住民に対する知識の普及

本町及び県は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、以下のとおりとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び町がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ その他必要と認める事項

(3) 訓練の実施と事後評価

本町及び県は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施する。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 広域放射能汚染災害対策計画

広域放射能汚染災害は、東日本大震災による原発事故により今まさに経験の途上であり、明確な対応策が示されるまでには時間が必要である。

ここでは、被害想定と予防策の検討、及び、当面の対策について定める。

2.1	被害想定と予防策の検討
2.2	環境汚染対策
2.3	食品安全確保対策
2.4	農作物等汚染対策
2.5	鉄道汚染対策計画
2.6	道路汚染対策計画

2.1 被害想定と予防策の検討【危機管理課、関係各課】

(1) 被害想定 of 検討

放射性物質の取り扱いに際し、想定される事故等の対策については検討されてきたが、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震における津波災害により発生した、福島第一原子力発電所の被災による放射性物質の漏えいによる広域的な放射能汚染災害については、未だ研究途上である。

チェルノブイリ原子力発電所事故等の事例では、放射性物質が拡散され希釈されることにより問題の無いレベルまで下がることが期待された。しかし、最近では空气中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、構造物の排水口に集積したり、排水施設を通じて集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する現象が報告されている。

また、原発の近傍に限らず、収集された廃棄物を焼却した灰から危険なレベルの放射線が観測され、一般ごみとして処理ができなくなるなどの事例もある。さらに、汚染地域の除染、除染した汚染物質の処理（水洗に使用した水を含む）、汚染ごみの仮置場や最終処分場の問題などに加え、汚染地域近傍における農産物が売れなくなったり、観光客が激減するなどの風評被害も大きいことが報告されている。

従って、これらについて災害のメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

(2) 学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故による災害については未経験であり、その予防策及び対応策については研究段階である。

これらについて、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

2.2 環境汚染対策【環境対策課】

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空气中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて町内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合は、適切な方法でのごみ処理などを検討し、対応策を実施する。

なお、公園・校庭・民有地の敷地等が危険度レベルの放射能汚染となった時の除染の方法、処理土の仮置場、最終処分の方法などについても検討を行うものとする。

2.3 食品安全確保対策【保険医療課、健康増進課】

町内を流通する食品の安全を確保するため、食品の検査体制の整備及び食品検査の実施を行い、安全な食品の情報を町民に提供する。

(1) 検査体制の整備

町内を流通する食品の放射線量の測定等の検査体制を整備する。特にベビーフード等、乳幼児等を対象とした食品は重点的に検査ができるような体制を考慮する。

(2) 食品検査の実施

町内を流通する食品の放射線量の検査を実施する。特に乳幼児を対象としたベビーフードに加え、汚染地域周辺地区からの食品については重点的に確認するように配慮する。

(3) 食品安全情報の広報

町内を流通する食品に関し、町民の安全を考慮した危険情報に加え、生産地の風評被害を防ぐための安全情報にも配慮して、広報を実施する。

2.4 農作物等汚染対策【アグリ推進課、関係各課】

(1) 活動体制の構築

放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合、本町は、町内に災害が発生した場合、さいたま農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

(2) 情報の伝達

また、近隣原子力発電所等の事故による広域放射能汚染災害等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、的確に関係農業者に必要な処置を伝達する。

(3) 応急対策

近隣原子力発電所等の事故等により、広域に放射能汚染災害が予想されるような場合は、農作物を放射能汚染から、防護するための次のような実施可能な処置を講ずる。

- ・ 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定。
- ・ 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、汚染物除去等を指示。
- ・ 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処。
- ・ その他必要な処置。

2.5 鉄道汚染対策計画【危機管理課】

町内で営業している鉄道事業者に対し、広域放射能汚染が発生した場合の、鉄道事業者が所管する鉄道施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、旅客等が被爆しないための必要な処置を講ずることを要請する。なお、鉄道施設は公共の用に供する施設のため、鉄道事業者に対し、これに必要な処置を講ずるための支援を検討する。

2.6 道路汚染対策計画【土木課】

広域放射能汚染が発生した場合、道路及び道路施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、町民に影響を与えないように必要な処置を講ずる。

第4節 大規模火災対策計画

大規模火災対策計画

第1 大規模火災予防計画

第2 大規模火災応急対策計画

第1 大規模火災予防計画

1.1 基本方針

1.2 災害に強いまちづくり

1.3 迅速かつ円滑な災害対応対策、 災害復旧、復興への考え

1.4 防災知識の普及、訓練

1.1 基本方針

住宅の密集地での大規模火災により、多数の死傷者が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

1.2 災害に強いまちづくり【都市計画課】

(1) 災害に強いまちの形成

本町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難場所・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等的確な指定等を県と連携して行い、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、耐震性貯水槽や河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

さらに、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

① 消防用設備等の整備、維持管理

本町は、県と連携し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するように、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

② 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

- ・ 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域の指定及び準防火地域の指定拡大
- ・ 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
- ・ 高層建築物等に係る防災計画指導

1.3 迅速かつ円滑な災害対応対策、災害復旧、復興への考え【関係各班】

(1) 情報の収集・連絡

① 情報の収集・連絡体制の整備

本町は、県と連携し、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関相互の情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

② 通信手段の確保

本町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、県と連携し、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

(2) 災害応急体制の整備

① 職員の体制

本町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を指定する。

② 防災関係機関相互の連携体制

本町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、関係機関との連携を強化する。

(3) 消火活動体制の整備

本町は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

また、平常時から上尾市消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

本町は、管理道路の情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動への備え

① 避難誘導

本町は、避難所・避難路を指定し、平常時から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画を作成する。また、本町は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難路の指定は、「第2編 第2章 第1節 第4 安全避難の確保」に準ずるほか、防火地域・準防火地域の指定とあわせて検討する。

② 避難所

本町は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、町民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、避難所の運営管理のために必要な知識等の町民への普及に努める。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、指定緊急避難場所（大規模な火事）を選定・確保する。

(6) 施設、設備の応急復旧活

本町は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、整備する。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

本町は、県と連携し、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、町民等からの問い合わせに対応する体制について、計画を作成する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

① 訓練の実施

本町は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

② 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練は、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

1.4 防災知識の普及、訓練【コミュニティ推進課、危機管理課】

(1) 防災知識の普及

本町は、関係機関の協力を得て、町民に火災の危険性を周知するとともに、発災時の行動や避難所での行動等について周知徹底を図る。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

本町は、町民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制整備に努める。

第2 大規模火災応急対策計画

- 2.1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- 2.2 活動体制の確立
- 2.3 消火活動
- 2.4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 2.5 避難収容活動
- 2.6 施設・設備の応急復旧活動
- 2.7 被災者等への的確な情報伝達活動

2.1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保【情報班】

(1) 災害情報の収集・連絡

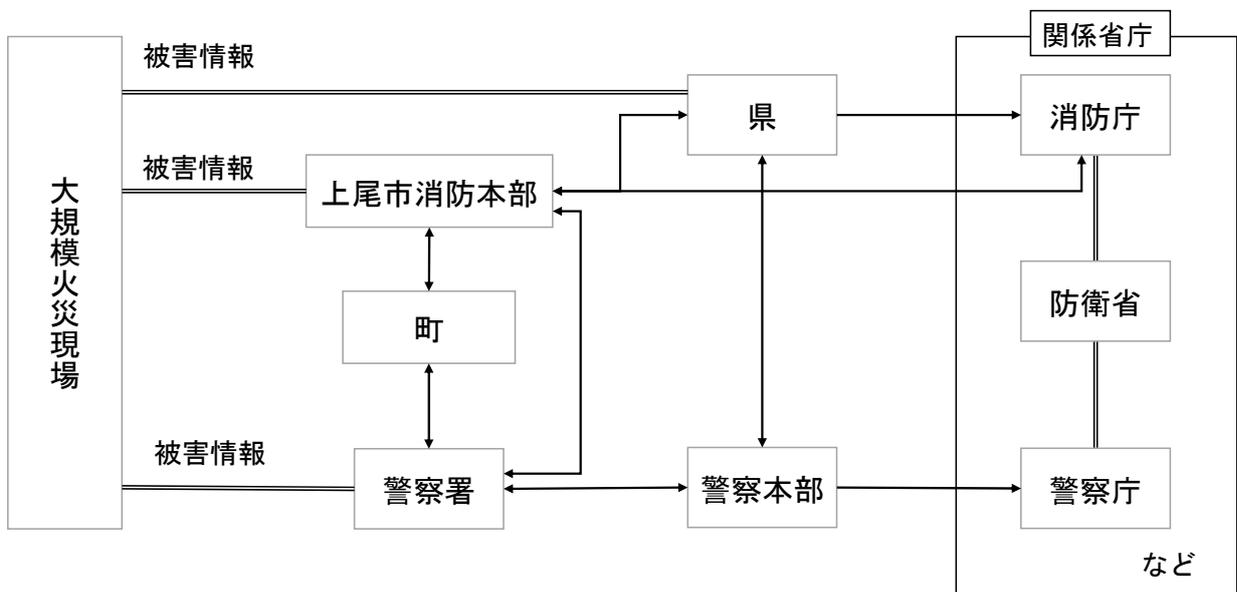
① 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

本町は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

② 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

■大規模火災情報の収集・連絡系統



③ 応急対策活動情報の連絡

本町は、県に応急対策の活動状況、本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
町、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

本町は、発災後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2.2 活動体制の確立【各班共通】

本町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、大規模な火災が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県、関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

2.3 消火活動【上尾市消防本部】

上尾市消防本部は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

また、消火活動の調整を行う警防本部を設置する。

2.4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【総括班】

本町は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

2.5 避難收容活動【避難支援班】

本事項については

第2編 震災対策計画

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強い都市環境の整備

『第4 安全避難の確保』を準用する。

2.6 施設・設備の応急復旧活動

**【建築班、土木班、(社)埼玉県LPガス協会、東京電力パワーグリッド(株)
埼玉総支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部、KDDI(株)】**

本町は、県及び各公共機関と連携し、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン、公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

2.7 被災者等への的確な情報伝達活動【広報班、避難支援班、住民相談班】

(1) 被災者等への情報伝達活動

本町は、被災者等に大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供は、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 町民への的確な情報の伝達

本町は、町民に、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、発災後速やかに町民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第5節 農業災害対策計画

農業災害対策計画

第1 注意報及び警報の伝達

第2 被害状況の把握

第3 農業用施設応急対策

第4 農作物応急対策

第1 注意報及び警報の伝達

本町は、県から県防災情報システムにより気象注意報、警報等の伝達を受けたとき、又は埼玉県さいたま農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話、町ホームページ等により速やかにさいたま農業協同組合等関係団体及び農業者に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

第2 被害状況の把握

本町は、さいたま農業協同組合等関係団体と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

第3 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

第4 農作物応急対策

4.1 災害対策技術の指導

4.2 病虫害の防除

4.3 風水害対策

4.1 災害対策技術の指導【地域支援班】

農作物の被害を最小限に食い止めるため、埼玉県さいたま農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

4.2 病虫害の防除【地域支援班】

病虫害が発生した場合には、埼玉県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して防除に努める。

4.3 風水害対策【地域支援班】

台風、季節風、集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

第6節 火山噴火火山灰対策計画

富士山及び浅間山の噴火が町民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講ずる。また、埼玉県内よりも甚大な被害となることが想定される近隣都県を支援する。

火山噴火火山灰対策計画

第1 火山噴火火山灰予防計画

第2 火山噴火火山灰応急対策計画

第1 火山噴火火山灰予防計画

1.1 応急活動体制の確立

1.2 情報の収集・伝達

1.3 警備・交通規制

1.4 避難所の開設・運営

1.5 医療・救護

1.1 応急活動体制の確立【各班共通】

本町は、町域に降灰による被害が発生した場合、県及び防災関係機関等の協力を得て災害応急対策を実施する。

1.2 情報の収集・伝達【情報班、広報班、各班共通】

(1) 降灰に関する情報の発信

本町は、気象庁による降灰予報又は降灰の観測があった場合、直ちに、県及び当該市町村と協力して降灰分布を把握する。また、熊谷地方気象台等から風向き・風速情報等の降灰に関連する気象情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を町民に周知する

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

本町は、以下に示す降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、県防災情報システム等を用いて県に伝達する。

- ① 降灰の有無・堆積の状況
- ② 時刻・降灰の強さ
- ③ 構成粒子の大きさ
- ④ 構成粒子の種類・特徴等
- ⑤ 堆積物の採取
- ⑥ 写真撮影
- ⑦ 降灰量・降灰の厚さ
- ⑧ 構成粒子の大きさ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

本町は、気象庁により降灰予報があった場合には、降灰時に取るべき行動について発信する。発信にあたっては、緊急速報メール、ソーシャルネットワークサービス等の即時性の高いメディアも活用する。

1.3 警備・交通規制【土木班】

本町は警察等との協力のもと、降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

また、降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が増加することが予想されることから、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制を実施する。

1.4 避難所の開設・運営【避難支援班】

火山灰による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った町民を収容するため、本町は避難所を開設・運営する。具体的な解説・運用については、「第2編 第3章 第4節 第2 避難対策」を準用する。

避難所の運営にあたっては、火山灰による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量の火山灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は速やかに避難所等への給水体制を確立する。

1.5 医療救護【医療班】

本町は、「第2編 第3章 第4節 第4 医療救護」を準用し、火山灰による健康被害に対応する。

第2 火山噴火火山灰応急対策計画

2.1 交通ネットワーク・ライフライン等の
応急・復旧対策

2.2 農業者への支援

2.3 降灰への処理

2.4 広域一時滞在

2.1 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

【土木班、(社)埼玉県LPガス協会、東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部】

本事項については

第2編 震災対策計画
第3章 震災応急対策計画
第5節 都市施設の応急対策 を準用する。

2.2 農業者への支援【地域支援班】

本町は、農作物やその被覆施設に火山灰が付着することによる農作物への悪影響を防ぐため、できるだけ速やかに火山灰を除去できるように支援する。

本町は、土壌への火山灰混入による土壌理化学性の悪化を防ぐため、農業者へ土壌改良資材の混和や除灰等の的確な指導を行う。

2.3 降灰の処理【衛生班】

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとし、民有地内の火山灰の除去は、各家庭又は各事業者によって対応することが原則である。

本町は、灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を一般家庭に配布し、宅地等からの排出された灰の回収を行う。また、事業所等から排出される灰の一時的仮置き場を設置する。

2.4 広域一時滞在【本部事務局、避難支援班】

本事項については

第2編 震災対策計画
第3章 震災応急対策計画
第4節 都市施設の応急対策
第2 避難対策
『2.10 広域一時滞在』を準用する。